

高等学校等就学支援金の手続きで課税(非課税)証明書等を取得する保護者の方へ

課税(非課税)証明書の発行を受ける際には、この用紙を最寄りの市区町村役所に提示してください。

各市区町村の税担当部署の方へ

この用紙を提示されましたら、課税(非課税)証明書等に「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を加えて証明書を発行していただきますようお願いいたします。

また、本状の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」の項目に金額を記載し発行いただいても構いません。

問い合わせ先

学校法人角川ドワンゴ学園 門前仲町事務所 入学事務センター 電話:03-5875-9650

(別紙2)

(氏名) _____ 殿

高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。)については、下記の通りです。

令和 ____ 年度(令和 ____ 年分)の所得等

●課税所得額(課税標準額・課税総所得額) 円

※課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額(課税標準額)が分かる場合には記載の必要はありません。

(税額控除 内訳)

●調整控除の額 円

※ 市町村民税相当分

日付 令和 年 月 日

市区町村名

担当部局課名

公印